平成２４年（フ）第１２２０号
神奈川県大和市桜森２丁目24番５号　ヴィラージュ桜森102
債務者　阿部　静江
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９５号
静岡市駿河区中田本町45番35―222号、前住所静岡市駿河区登呂１丁目９番11号
債務者　中西　直子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彦坂　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９６号
静岡市葵区瀬名５丁目17番47号
債務者　瀧　　晴美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野江里香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８５号
札幌市豊平区月寒西３条７丁目４番20―506号
債務者　太田　岩夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
島根県浜田市金城町下来原181―５　グリーンハイツ112、住民票上の住所島根県浜田市金城町下来原181番地５
債務者　長谷川速人
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１９２号
福井県越前市国中町第63号15番地の１
債務者　見延清左エ門
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
長崎県長崎市向町39番地
債務者　川口　　栄
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９３号
名古屋市東区砂田橋１丁目１番１号　ジョイフル砂田橋ＣＡＳＡＥＳＴ305号
債務者　小林寿子こと　小林　壽子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９４号
名古屋市東区砂田橋１丁目１番１号　ジョイフル砂田橋ＣＡＳＡＥＳＴ305号
債務者　小林　洋介
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８号
奈良県橿原市上飛騨町153番地の６日高山団地Ｎ―４号、申立時の住所奈良県橿原市常盤町198番地の10
債務者　石井　國広
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９号
大阪府吹田市片山町２丁目13番北３―504号
債務者　中山　瑞輔
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８４号
大阪市生野区生野西３丁目14番３号　青谷ハイツ32号、前住所神奈川県厚木市及川１丁目８番37号　キャッスル厚木104
債務者　斉藤　竜一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７８号
大阪府八尾市北木の本４丁目38番地の１101号、前住所大阪市平野区加美西１丁目１番23号
債務者　楠本　順子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７８７号
大阪府東大阪市下小阪４丁目９―11　ベルハイム八戸ノ里302号、住民票上の住所大阪府東大阪市小阪本町２丁目４番19号　亀井ひづる方
債務者　城山　季樹
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９３号
大阪市淀川区新北野１丁目11番19―410号
債務者　小山　則彦
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８００号
大阪府守口市八雲西町１丁目29番２号
債務者　吉川　美保（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０１号
大阪府枚方市津田西町２―27―５、住民票上の住所大阪府枚方市津田東町１丁目７番35号
債務者　小嶋千恵子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部